

# 入札説明書

(郵便入札方式)

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件空調機械保守点検業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県県中建設事務所長 和知 聡

2 入札に付する事項  
公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
公告に示すとおり。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記5(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

なお、入札参加資格の有無は、一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）により、令和7年3月18日（火）までに通知する。

(1) 空調機械保守点検業務履行実績調書（様式任意）

本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について過去2年間の実績を証明するもの（契約書の写し又は発注機関が発行した実績証明等、発注機関・業務内容・業務期間・契約金額等が明示されているもの。民間・官公庁いずれに対する実績は問わない。）

(2) 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿登録通知書の写し

(3) 有資格者名簿に支店等が記載されていない場合は、その支店等が確認できる資料

(4) 業資格又は技術者免状等の写し

5 入札書等の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

・提出期限

令和7年3月14日（金） 午後5時00分

・提出場所

福島県須賀川土木事務所 総務課

なお、申請書類は郵送を可とする。

(2) 入札書の提出期限及び送付先

令和7年3月26日(水) 午後5時00分必着  
福島県須賀川土木事務所

(3) 開札の日時及び場所

令和7年3月27日(木) 午前10時00分  
福島県須賀川土木事務所

## 6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書(第5号様式)に必要な事項を記載し、上記5(2)で指定する日時までに郵送すること。

(2) 入札書を郵送(【配達日指定】郵便に限る。)する際は、2重封筒とし、入札書の中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期日必着となるように送付すること。

(差出日の3日後から起算して10日以内の日を指定するため、3月26日(水)(配達日指定)の3日前の3月21日(金)が郵便局差出期限日となるので注意すること。)

ア 氏名(法人にあつては、商号又は名称)

イ [3月27日開札『件名:空調機械保守点検業務委託』の入札書在中]

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

また、開札日が3月27日となるため、入札書の日付は3月27日とすること。

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

## 7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、5(2)に掲げる日時までに入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限り。)で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付することができるものとし、再度入札の方法については別途通知する。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

- (3) 初回入札が無効（ただし、12の(4)～(6)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

#### 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県須賀川土木事務所から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により、福島県須賀川土木事務所（電話番号：0248-75-3196、電子メール：sukagawa.doboku@pref.fukushima.lg.jp）に令和7年3月11日（火）午後5時までに説明を求めることができる。質問書の送付は、原則、電子メールによることとするが、ファクシミリ送信を希望する場合は、上記電話番号まで連絡すること。

なお、回答は、福島県須賀川土木事務所ホームページに回答書（第2号様式）を掲載する。

- (2) 入札書は郵送により、指定の日時まで確実に到着しなければならない。  
(3) 入札者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### 11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

#### 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 記名、押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (9) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

### 13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

### 14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

### 15 留意事項

#### (1) 契約書等の作成

ア 委託契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。

イ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときとする。

ウ 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

#### (2) 契約条項

契約条項は、契約書及び財務規則による。

#### (3) その他

ア 入札参加資格確認申請に要する費用は、各事業者の負担とする。

イ 入札参加資格確認結果通知書を受領した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式任意）を提出すること。

## 福島県財務規則（抜粋）

### 別記1（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

### 2（略）

### 別記2（入札保証金の納付等）

第251条 契約権者は、第249条第1項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。

3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

### 別記3（入札保証金の還付）

第253条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

### 別記4（契約保証金の減免）

#### （契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3)（略）
- (4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を

含む。) とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)から(15)まで (略)

(16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(17)から(18)まで (略)

2 (略)